



鳴川市告示第 158 号

令和 8 年 9 月 24 日に議決された、令和 8 年度鳴川市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
の要領は、別紙のとおりである。

令和 8 年 10 月 1 日

鳴川市長 佐々木 久之



議案第 72 号

令和 8 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度鴨川市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 324,181 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,088,265 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 8 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 繰入金		818,055	△ 268	817,787
	1 一般会計繰入金	746,037	△ 268	745,769
7 繰越金		1	324,449	324,450
	1 繰越金	1	324,449	324,450
歳 入 合 計		4,764,084	324,181	5,088,265

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		125,709	△ 268	125,441
	1 総務管理費	87,774	△ 268	87,506
6 基金積立金		45,397	56,573	101,970
	1 基金積立金	45,397	56,573	101,970
8 諸支出金		1,690	267,876	269,566
	1 償還金及び還付加算金	1,689	128,366	130,055
	2 繰出金	1	139,510	139,511
歳 出 合 計		4,764,084	324,181	5,088,265

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
地域包括支援センターサブセンター業務委託料	自 令和8年度 至 令和11年度	89,433

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	818,055	△ 268	817,787
7 繰越金	1	324,449	324,450
歳入合計	4,764,084	324,181	5,088,265

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	125, 709	△ 268	125, 441				△ 268
6 基金積立金	45, 397	56, 573	101, 970				56, 573
8 諸支出金	1, 690	267, 876	269, 566				267, 876
歳 出 合 計	4, 764, 084	324, 181	5, 088, 265				324, 181

2 歳 入

(款) 6 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 その他一般会計繰入金	167,590	△268	167,322	1 職員給与費等繰入金	△268	職員給与費等繰入金（介護保険職員分）△412 職員給与費等繰入金（地域支援事業職員分）144
計	746,037	△268	745,769			

(款) 7 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	1	324,449	324,450	1 繰越金	324,449	前年度繰越金 324,449
計	1	324,449	324,450			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	87,774	△268	87,506				△268	3 職員手当等	△268	●職員人件費（介護保険） 3 職員手当等 ・通勤手当 ・時間外勤務手当 ●職員人件費（福祉総合相談センター） 3 職員手当等 ・通勤手当 ・時間外勤務手当
計	87,774	△268	87,506				△268			

(款) 5 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

6 認知症総合支援事業費	264	0	264					7 報償費	120	●認知症初期集中支援チーム事業 7 報償費 120 ・報償金 120 10 需用費 3 ・消耗品費 3 12 委託料 △123 ・認知症初期集中支援業務委託料 △123
								10 需用費	3	
								12 委託料	△123	
計	79,683	0	79,683							

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	45,397	56,573	101,970				56,573	24 積立金	56,573	●介護給付費準備基金積立金 56,573 24 積立金 56,573 ・介護給付費準備基金積立金 56,573
計	45,397	56,573	101,970				56,573			

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	1	128,366	128,367				128,366	22 償還金, 利子 及び割引料	128,366	●国県支出金等返還金	128,366
										22 償還金, 利子及び割引料	128,366
										・国県支出金等返還金	128,366
計	1,689	128,366	130,055				128,366				

(款) 8 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰 出金	1	139,510	139,511				139,510	27 繰出金	139,510	●一般会計繰出金	139,510
										27 繰出金	139,510
										・一般会計繰出金	139,510
計	1	139,510	139,511				139,510				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	8 (2)	0	37,436	21,486	58,922	11,209	70,131	
補正前	9 (1)	0	37,436	21,754	59,190	11,209	70,399	
比較	△ 1 (1)	0	0	△ 268	△ 268	0	△ 268	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	地域手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	864	927	0	2,823	0	0	0	8,244	6,759	336	0	0	1,533	21,486
	補正前	864	927	0	3,091	0	0	0	8,244	6,759	336	0	0	1,533	21,754
	比較	0	0	0	△ 268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 268

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明	備考
報酬	0	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0		
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	△ 268	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 268	人事異動等に伴う職員構成の変動による減 時間外勤務手当 △268	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 8年8月1日 現在	平均給料月額(円)	308,571					374,900
	平均給与月額(円)	346,765					424,387
	平均年齢月数(歳)	38.4					47.5
令和 8年2月1日 現在	平均給料月額(円)	298,814					361,600
	平均給与月額(円)	341,508					403,522
	平均年齢月数(歳)	39.6					47.0

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 206,700	(円)	短大卒 (円)	(円)	短大卒 (円)	旧中5卒 (円) 228,800
	大学卒	232,000					270,800
国	高校卒	200,300		短大卒		短大卒	旧中5卒 221,700
	大学卒	232,000					269,100

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職									
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 8年8月1日 現在	8級												
	7級												
	6級												
	5級	1	14.3										
	4級	2	28.5										
	3級	1	14.3									1 (2)	100.0 (100.0)
	2級	1	14.3										
	1級	2	28.6										
	計	7	100.0									1 (2)	100.0 (100.0)
令和 8年2月1日 現在	8級												
	7級												
	6級												
	5級	1	14.3										
	4級	2	28.5									1	100.0
	3級	1	14.3										
	2級	1	14.3									(1)	(100.0)
	1級	2	28.6										
	計	7	100.0									1 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8 級	参事				
7 級	課長、主幹				
6 級	課長補佐				
5 級	係長、主査				保健師長、看護師長 係長、主査
4 級	副主査				看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3 級	主任主事、主任技師				主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2 級	主事、技師				保健師、看護師 准看護師
1 級	主事、技師				准看護師

エ 昇給

区分		説明	備考
昇給日		4月1日	
昇給号給数	定期昇給	勤務成績が良好である職員（以下を除く。） 4号給を標準 （ ・行政職給料表6級以上 3号給を標準 ・高齢層（55歳超）又は管理職層（行政職給料表8級） 昇給停止（勤務成績が特に良好である場合に限り昇給） ）	
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		有	国の制度と同じ（特別昇給（勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状況となった場合その他特に必要があると認められる場合））

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2. 3 2 5 (1. 2 2 5)	2. 3 2 5 (1. 2 2 5)	4. 6 5 (2. 4 5)	有	
補正前	2. 3 2 5 (1. 2 2 5)	2. 3 2 5 (1. 2 2 5)	4. 6 5 (2. 4 5)	有	
国の制度	2. 3 2 5 (1. 2 2 5)	2. 3 2 5 (1. 2 2 5)	4. 6 5 (2. 4 5)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	そ の 他 の 加算措置等	備考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域（勤務地）	市内全域（５級地）
支給率（％）	２
支給対象職員数（人）	８ （２）
国の指定基準に基づく支給率（％）	４

※（）内は、再任用短時間勤務職員の外書き

ク 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率（％） （令和８年８月１日現在）	—
支給対象職員の比率（％） （令和８年８月１日現在）	—
代表的な特殊勤務手当の名称	—

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 距離区分及び駐車場等の利用が国と異なる